



NIE
考えるいま・未来



学校教育の現場もコロナ禍でオンラインの活用は避けられません。タブレット端末などを1人1台配備するGIGAスクール構想の下、先生と児童生徒が授業でインターネットを使う場面も増えるはずです。教材としての新聞記事を先生が子どもたちに送信するような場合、ネットを使わない従来型のNIE実践とは事情が異なることに留意が必要です。

教室内で教材として必要なものについては記事のコピーを配ることに著作権者などの許諾は必要ありません。ところが、ネット経由で記事をデータ共有する場合、教室であっても、著作権法上は著作権者の許諾が不可欠でした。

これではNIEはもとより教育のICT化などは望むべ

記事活用 ネットで簡易に

くもありません。そんな現場の負担軽減のために登場したのが、著作権法改正で導入された授業目的公衆送信補償金制度です。各教育機関が補償金を払うことで、一定の範囲内の著作物の送受信が、著作権者の許諾を得なくても可能になりました。授業に使いたい新聞記事を先生がPDFファイルにして子どもたちのパソコンやタブレット端末に電子メールで送信しても、補償金を一般社団法人「授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS/サートラス）」に払っていれば、著作権を持つ新聞社に許諾をとる必要はありません。

ただし、学校を設置している教育委員会や学校法人がサートラスに届け出て補償金を払う必要があります。費用は学校種により異なりますが、中学生は年間1人180円、小学生は同120円。許諾なしで記事など著作物の一部が送受信できる新たな仕組みは、コロナ禍で様変わりする授業に欠かせないものとして注目されています。